

京都府警察機動隊給油所の運用について（通達）

制定 平成26. 9. 11 例規備一・機・会第28号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

大規模な災害等が発生した場合における車両及び装備資機材（以下「車両等」という。）への給油の体制を確保し、迅速かつ的確な災害警備活動に資するため、機動隊庁舎の附属施設として京都府警察機動隊給油所（以下「機動隊給油所」という。）を設置することに伴い、みだしのことについて下記のように定め、平成26年9月11日から実施することとしたから、適正な運用に努められたい。

記

第1 趣旨

この通達は、大規模な災害等が発生した場合において、給油の拠点となる機動隊給油所の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 管理責任者

- 1 機動隊給油所に管理責任者を置き、機動隊長をもって充てる。
- 2 管理責任者は、機動隊給油所の整備、保全及び運用の状況を監督するとともに、機動隊給油所の適正な維持管理に努めるものとする。

第3 危険物保安監督者

- 1 管理責任者は、消防法（昭和23年法律第186号）第13条第1項に規定する危険物保安監督者を、機動隊に勤務する職員のうちから指定するものとする。
- 2 危険物保安監督者は、機動隊給油所における危険物の取扱作業に関して保安の監督をするほか、給油を行う者に対して事故防止に必要な指導教養を行うものとする。

第4 機動隊給油所の運用

1 給油等

- (1) 大規模な災害等が発生した場合において、民間の給油所における給油が困難となったときは、災害警備等に従事する車両等に対して優先的に給油を行うものとする。
- (2) 平時においては、貯蔵する燃料の品質及び機動隊給油所の機能の維持を目的とした給油を行うものとする。この場合において、給油の対象となる車両等は、原則として、警察学校敷地内に所在する所属等が使用する車両等とする。

2 燃料の補充

管理責任者は、貯蔵する燃料の残量及び今後の使用予定量を勘案の上、総務部会計課長に貯蔵する燃料の補充を依頼するものとする。

3 関係法令の遵守

機動隊給油所の運用に当たっては、消防法その他の関係法令の規定を遵守するものとする。

第5 その他

この例規通達に定めるもののほか、機動隊給油所の運用に関し必要な細部事項は、別に定める。